「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえた今後の検討課題

全日本私立幼稚園連合会

- (1) 教育基本法に規定されている学校教育と家庭教育の役割分担を前提とすべき。
 - ①教育基本法においては、教育の目的及び理念を示した上で、公教育としての学校教育の 役割、家庭教育の役割等を規定している。
 - ②今後も幼保一体化の検討に当たっては、教育基本法に規定する教育体系を前提として、 検討を行うべき。
 - ③また、当面、幼稚園における預かり保育の拡充、認定こども園の検証に基づく認定手続き等の緩和、並びに安心こども基金の拡充を早急に図るべき。
- (2)「総合施設(仮称)」の導入に伴う学校教育法等の教育関係法制度の改正に関しては中央教育審議会における十分な審議が必要
 - ①学校教育機関である総合施設(仮称)を株式会社等が設置できるようにすることについては、他の学校種を含め学校教育体系全体との整合性を考慮して、検討すべき。
 - ②既に幼稚園としての認可を取得している「個人立幼稚園」については、経過措置として、総合施設の設置主体としても認めるべき。
 - ③学校教育機能部分に関する設置基準は、現行よりも教育の質を向上せしむるものとすべき。したがって、既に認可を受けている保育所が総合施設(仮称)になる際には、運動場の必置義務については一定の期限内に満たされるべき。
- (3)価値観の多様化、生活様式の多様化、地域社会の多様化等の状況においては、小学校入学前の幼児期の学校教育施設や保育施設が強制的に一つの類型にまとめられるべきではなく、 多様なニーズに対応できる多様な施設が存在できる仕組みが必要
 - ①多様な施設(とりわけ小規模園)が存続できるためには、しっかりとした財源の裏付けが必要不可欠となるが、従来の「県単・市単」分も含めた具体的内容を速やかに示すべき。
 - ②「総合施設(仮称)」は、「多機能一施設」であり、「多様な施設が存在している」究極の姿であるが、導入の際には、「ワーク・ライフ・バランス」を同時かつ強力に推進することが必要。「ワーク・ライフ・バランス」の推進がなければ、将来において、子どもの最善の利益に極めて重大な禍根を残すことになる
 - ※「北欧における幼児施設の利用時間は平均6時間」との指摘もある。
 - ※長時間保育の時間、年間の保育日数に関しては、「家族で過ごす時間」、「地域で過ごす時間」を豊かにする観点から上限を設定すべきではないか。

<裏面へ続く>

- (4)「総合施設(仮称)」や指定制度における市区町村と都道府県の役割分担についても、現場の意見を十二分に踏まえ、現場が混乱しない仕組みにすべき。
 - ①認定証や受給者証の交付手続きは、保護者にとって煩雑にならないよう、代理受領等の 仕組みを考慮すべき。
 - ②市区町村の事業計画の策定や運用に際しては、公平性と透明性が確保される仕組みにすべき。
 - ③認可施設に対する指定や更新の拒否については、不正請求の場合など限定的に行うべき。 仮に、認可があるにもかかわらず指定のみが拒否されることとなると、事実上施設とし て経営が困難となる。また、その理由を明確にするなど透明性を確保すべき。
- (5)「こども園給付(仮称)」と併せて、都道府県や市区町村の裁量による私学助成等の機関補助や上乗せ補助も認めるべき。
- (6)「こども園」を選択しない私立幼稚園に対しては、今後とも私学振興の観点から私学振興 助成法に基づく私学助成(機関補助)を存続させるべき。
- (7)「幼稚園」の名称は、今後も存続させるべき。
- (8) 地方版の「子ども・子育て会議」のメンバーに幼稚園関係者を入れるなど、幼稚園と市区町村との連携強化が図られるシステムを構築すべき。

以上